



悩まずに話してみよう！調停で！！

調停手続相談

☆交通事故・金銭・土地建物・相続・家庭の問題等でお困りの方は
調停委員が調停手続の利用についてご相談に応じます。

※ 参加無料、事前予約不要

- 日 時：令和7年10月25日(土) 10時00分～15時00分
- 会 場：函館市亀田交流プラザ（函館市美原1丁目26-12）
- お問い合わせ：函館地方裁判所事務局総務課庶務係 TEL 38-2371
- 主 催：公益財団法人 日本調停協会連合会

◎ 家庭用灯油、プロパンガス、ガソリン等の価格調査結果(消費税込み価格)

函館市市民部 くらし安心課調べ (電話 21-3189)		家庭用灯油	プロパンガス	軽油	A重油	ガソリン
		1ℓ ホームタンク	5m ³	1ℓ	1ℓ	1ℓ レギュラー現金
R7.8.12	平均	132.96	6,895.36	161.29	132.88	178.89
	最高	157.00	9,185.00	173.00	156.00	193.00
(単位:円)	最低	120.00	4,540.00	150.00	123.20	170.00
R7.9.12	平均	133.43	6,886.93	161.02	133.40	178.61
	最高	157.00	9,157.00	173.00	156.00	193.00
(単位:円)	最低	120.00	4,540.00	150.00	125.00	170.00



函館市消費生活センターのご案内

消費生活センターでは、消費生活に関する相談を受けております。
お気軽にご利用ください。なお、相談料は無料です。

＜相談時間＞ 平日 午前9時～午後4時

【10月の休所日】 土曜日・日曜日・祝日

＜所 在 地＞ 〒041-0806 函館市美原1丁目26番8号 函館市亀田支所1階
相談専用電話 0138-83-7441 FAX 0138-84-5524

消費生活に関する情報を函館市のHPでもお知らせしています。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/kurashi/>をご覧ください。



発行 函館市消費生活センター

見守り 新鮮情報

見守りと気づきの ポイント

<居室・居宅の様子>

- 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- 不審な健康食品、魚介類などはないか
- 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか
- 複数社から配達された新聞や景品類はないか
- 居室が不自然に散らかっていないか
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか

<本人の言動や態度など>

- 不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- お金に困っている様子はないか
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか
- 何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか
- 元気がないなど困った様子はないか

「見守り」と「気づき」で 高齢者の被害を防ごう



©Kurosaki Gen

ひとこと 助言



見守るくん

- 困ったとき、心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。家族や地域包括支援センターの職員など周囲の方からでも相談できます。
- 「知らない電話には出ない」「その場で契約せず家族や周囲に相談する」など対応策も伝えましょう。地域の見守り活動や留守番電話機能なども活用しましょう。